

大阪観光大学 公的研究費不正使用防止対策の基本方針と防止計画

大阪観光大学（以下「本学」という。）において、公的研究費等の適正使用を徹底するため、以下のとおり大阪観光大学における公的研究費等の「不正使用防止対策の基本方針」並びに「不正使用防止計画」を策定し、実施する。

1. 公的研究費不正使用防止に係る責任体系及び権限

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき本学内の標記責任体系を、次のとおりとする。

<p>最高管理責任者…学長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪観光大学全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。</li> <li>・不正防止対策の基本方針を策定・周知し、その実施のために必要な措置を講じる。</li> <li>・統括管理責任者及び研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</li> <li>・基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。</li> <li>・自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。</li> </ul>
<p>統括管理責任者…副学長(※参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運営について大阪観光大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。</li> <li>・不正防止対策の組織横断的な体制を統括する。</li> <li>・基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</li> </ul>
<p>研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者… 学部長及び大学事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学内の各部局等における競争的資金等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。</li> <li>・統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</li> <li>・不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育とコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する、また、定期的に啓発活動を実施する。</li> <li>・自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人本部と密接な連絡を保ちながら、競争的資金の適正な管理・運営をはかる。</li> </ul>
研究倫理教育副責任者、 コンプライアンス推進副責任者… 管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者の指示の下、「ガイドライン」に沿った大学の体制整備を進める。</li> <li>・競争的資金等の適正な管理・運営を実施するため、必要と思われる具体策を管理課に立案を求め、策定された具体策を研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者に提出する。</li> <li>・競争的資金等の管理・運営に係る情報を入手し、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者に情報提供する。</li> </ul>
監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。</li> <li>・統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。</li> </ul>

実務担当者…管理課

※副学長職が空席の場合は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者(学部長及び大学事務局長)が兼ねる。

## 2. 不正使用防止対策の基本方針並びに不正使用の発生要因と防止計画

基本方針	発生要因	防止計画
1. 機関内の責任体系を明確化する		
(1) 責任と権限	責任者の異動や交代、あるいは時間が経過することによる責任意識や認識の低下が想定される。	最高管理責任者は、大学協議会等において、随時、各責任者に対し、責任体系の啓発を促し、意識向上を図る。また、異動等に当たっては引継ぎを明確に行い、責任意識の低下を防止する。
(2) 監事に求められる役割の明確化	監事の役割が明確ではない。	監事は、公的研究費の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況ならびに不正防止計画の適切性に関する事項を重要な監査事項の一つと掲げ、これらを本学全体の観点等から確認し、理事会等で定期的に意見を述べる。
2. 適正な運営・管理の基礎となる環境を整備する		
(1) ルールの明確化・統一化	公的研究費の事務処理手続きに関しての周知や理解の不足が考えられる。	統括管理責任者は、教職員に対し、事務処理手続きに関するルールを盛り込んだハンドブックの配布等により、適正運

		用の徹底を図る。また、必要と判断した場合、教職員に対する説明会や研修会等を開催し、指導・注意喚起を促す。
(2) 職務権限の明確化	責任の所在があいまいとなり、決済手続きが形式化することが想定される。	統括管理責任者は、教職員に対し、行動規範の徹底を図るとともに、職務権限および決裁手続きを明確にする。
(3) 関係者（競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員）の意識向上	関係者の不正行為に対する理解不足が想定される。	研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者は、関係者に対し、どのような行為が不正に該当するかを理解させるため、コンプライアンス教育や啓発活動を実施し、意識の向上を促す。また、関係者に対し、誓約書の提出を求める。
(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	左記の規程とその運用に関する整備・周知・理解の不足が考えられる。	研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者は、告発等を取扱う通報窓口を設けると同時に、学内外に対し周知することにより対応の適切化を図る。さらに、調査及び懲戒に関する規程の整備・運用を進める。
3. 不正使用を発生させる要因の把握とその防止計画を策定・実施する		
(1) 不正防止計画の推進を担当する部会の設置	不正防止計画の推進を担当する部署が不明確。	最高管理責任者の下に、全学的観点から公的研究費不正使用の防止を推進するため、公的研究費不正使用防止推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。 ・推進部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)学長 (2)副学長 (3)両学部長 (4)観光学研究教育センター研究推進室長 (5)事務局長 (6)管理課長 (7)管理課財務担当課長 (8)法人本部長 ・推進部会に部会長を置き、学長をもってあてる。 ・推進部会は、次の各号に掲げる業務を行う (1)公的研究費不正使用防止計画の企画及び立案に関すること。 (2)公的研究費不正使用防止計画の推進に関すること。

		<p>(3) 公的研究費不正使用防止計画の検証等進捗管理に関すること。</p> <p>(4) その他公的研究費不正使用防止に関すること。</p> <p>・推進部会は、原則年2回（前期、後期各1回）開催とする。なお、年2回以外でも必要があれば、都度開催する。</p> <p>・推進部会の事務は、管理課において行う。</p>
(2) 不正使用を発生させる要因の把握とその防止計画の策定実施	防止計画を策定したにもかかわらず、新たな不正使用の事案が生じる可能性がある。	<p>推進部会は、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者とともに、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p>また、監事との連携を強化し、必要な情報提供や意見交換を行う機会を設ける。</p>
4. 研究費の適正な運営・管理活動を行う		
(1) 予算実行状況の把握	予算執行状況が適切に把握されていないことに起因し、研究計画・進捗状況に即した形で予算が執行されていないことが想定される。	実務担当職員は、教職員に対し、定期的に予算執行状況を通知し、教職員もまた執行状況を把握しながら、計画的に予算執行を行う。
(2) 発注	(ア) 教職員と業者、実務担当者と業者間における癒着が生じる可能性がある。	<p>法人本部は、特定の業者との密接な取引がないか、必要に応じて取引状況の確認を行う。</p> <p>防止計画推進部署は、業者に不正・不適正使用防止についての協力の要請をする。万一、業者に対して、本学の教職員や実務担当者から架空伝票発行の依頼等があった場合は、防止計画推進部署は、業者に対して直ちに本学に通報することを要請しておく。</p> <p>一定の取引実績を考慮し、業者から誓約書を徴収する。</p>
	(イ) 発注段階でどの財源から執行するかが不明確となることが考えられる。	実務担当者は、教職員が発注段階で財源特定を明確に出来るよう、その求めに応じて助言を行う。
(3) 検収	<p>(ア) 検収についての認識の不足が考えられる。</p> <p>(イ) 業者が教員発注物品を、直接教員に納品する場合、検収が不十分になる可能</p>	<p>実務担当者は、教職員に対して、納品・検収体制を周知・徹底する。</p> <p>実務担当者は、業者に対して、本学の納品・検収体制を周知・徹底する。</p>

	<p>性がある。</p> <p>(ウ) 研究目的とは直接関係がないと思われる物品の購入が生じる可能性がある。</p> <p>(エ) 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の開発・作製、機器の保守・点検・修理作業等）に関する検収が不十分になると想定される。</p>	<p>実務担当者は、疑問が生じた物品について、発注者に購入目的を確認する。</p> <p>実務担当者は、特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の開発・作製、機器の保守・点検・修理作業等）に関する検収について、実効性のある明確なルールに従って実施する。</p>
(4) 旅費	<p>(ア) 出張日程や旅行事実の確認が不十分になる場合が考えられる。</p> <p>(イ) 不透明な旅費請求や出張の防止が不十分になる場合が考えられる。</p>	<p>出張する教職員は、一定期間内に出張届・出張精算書を提出し、清算処理を行う。</p> <p>教職員は、出張旅費の精算にあたり、出張報告書や旅行の事実を証明する資料を提出する。</p> <p>出張精算書に宿泊先及び用務先を記載し、実務担当者による確認が行えるようにする。</p> <p>実務担当者は、必要と判断される場合に、提出された書類をもとに、旅行事実について、関係者や旅行者に問い合わせを行う。また、出張に係る一連の手続きについて教職員に対し、周知・徹底する。</p>
(5) 物品	備品、換金性の高い物品の管理はできているか。	備品、換金性の高い物品のリストを作成し、定期的に確認する。
(6) 謝金	架空伝票による支出や、不透明な請求の防止が不十分になる場合が考えられる。	実務担当者は、作業実績等の報告書等にもとづいて勤務実態の確認につとめる。
(7) 雇用	実務担当者による非常勤雇用者等の把握が不十分になる場合が考えられる。	実務担当者は、勤務時間の管理を厳密に行うなど、雇用実態の把握につとめる。
5. 情報発信・共有化を推進する		
(1) 情報の伝達を確保する体制	<p>(ア) 情報伝達のしくみが不明確な場合が想定される。</p> <p>(イ) 通報窓口が不明確なままであると想定される。</p>	<p>防止計画推進部署は、情報伝達のしくみをホームページや研修会等により周知する。</p> <p>防止計画推進部署は、通報窓口の詳細を、ホームページや研修会等により周知する。また、通報者の保護や相談窓口などについても、周知・徹底を図る。</p>

6. モニタリングの在り方を検討する		
<p>(1) 内部監査の充実</p>	<p>不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正・不適正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、その発生リスクが存在することが考えられる。</p>	<p>内部監査を行う法人本部は、監事及び会計監査人と密接な連携を図り、定期的な監査の他、リスクアプローチも考慮して積極的に研究現場での定期および臨時の実地監査も行う。業者等へヒアリングなども実施する。また、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。</p> <p>監査結果は、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用する等して学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者（学長）に対して必要な措置を講じるよう求める。</p>

### 3. 不正使用防止計画の見直し

不正使用を発生させる要因の把握とその検証を進めながら、防止計画について不断の見直しを図る。